

新浦安ユナイテッドフットボールクラブ

クラブ会則（仮）

本クラブは入船少年サッカークラブ・新浦安グランノバ・浦安ワンダーキッズフットボールクラブの3クラブが、サッカーを通じて少年・少女の健全な精神・育成を図ることを目的に協力し、活動をひとつにするクラブとして誕生した。

第1条（名称）

本クラブは正式名称を「新浦安ユナイテッドフットボールクラブ」とする。
（通称「新浦安ユナイテッドFC」とする）

第2条（クラブ理念）

本クラブの理念は以下の通りとする。

「サッカーを通して、関わる全ての人と感動を共有し、成長し続けるクラブを目指します」
※1 ※2 ※3

<補足>

- ※1 選手・指導者・保護者・サッカー関係者・対戦相手・地元地域住民(入船、美浜、今川)全てをリスペクト
- ※2 喜びや悔しさ、感動を一緒に味わいながらコミュニケーション力を伸ばすクラブ
- ※3 クラブを卒業した子供たちがいつでも戻ってこれることができる環境を提供し、次世代の指導者育成にも力を入れる

第3条（会員）

- 1、小学生以下の少年、少女（以下クラブ員とする）と、クラブ員の育成を目的に活動する指導者、保護者のすべてを会員とする。
- 2、クラブ員は入会登録票を提出しスポーツ安全保険に加入した時点から正式な会員とする。

第4条（組織）

- 1、指導者全員が所属するコーチ会を組織しクラブ運営に関わる事とする。
- 2、保護者全員の中より数名を選任しクラブ運営に関わる事務局を編成する。
- 3、3つの専門部（技術部、競技部、審判部）およびクラブ運営に必要な分科会を置くこととする。なお各部・各会の所管事項は別途定めるものとする。
- 4、事務局の他に学年毎に保護者から選任される学年連絡員を置くこととする。
- 5、登録制のサポーター制度を設けて、指導者・保護者以外でもクラブ行事に参加できるクラブ公認の正式なサポーターを置くこととする。
- 6、未就学児（幼稚園、保育園児）が所属する組織はキッズ組織として本クラブの下部組織と位置づけし、別組織として指導者が対応する。
- 7、クラブ員のうち女子のみが所属するガールズ組織および保護者のうち女性のみが所属するレディース組織を必要に応じて置くことができることとする。

- 8、 本クラブは浦安市サッカー協会 4 種委員会、千葉県サッカー協会 4 種委員会に加盟し、地元サッカー協会の一員として連携を図る事とする。

第5条（会費）

- 1、 クラブ運営費としてクラブ員一名につき別途定める会費を徴収する。
- 2、 退会もしくは休会の届出をしていないクラブ員は会費を納める必要がある。
- 3、 入会時の入会金は設けない。
- 4、 会費の徴収方法については別途定めるものとする。
- 5、 未就学児（幼稚園、保育園児）が所属するキッズ組織は別途会費を設定する。

第6条（会議）

- 1、 指導者で組織するコーチ会と事務局が共同で月一回（原則、毎月第一土曜日）に指導者・事務局員が参加するコーチ会議を開催し、クラブ意思決定機関とする。
- 2、 年一回（4月）にクラブ総会を開催する事としクラブ最高意思決定機関とする。
- 3、 総会は本クラブの基本方針を決定する機関とし次の事項は総会の決議にて決定するものとする。
 - ① 会則の改定または変更
 - ② 役員の変更または解任
 - ③ クラブ運営費等の収支予算計画及び変更
 - ④ 指導者業務の一部委託
 - ⑤ その他運営に関する基本事項
- 4、 総会はクラブ代表が召集し開催する。総会の招集は少なくとも一週間前に会議の主たる目的を示し会員に通知する必要がある、成立はクラブ員を除いた会員の過半数とする。（委任状は出席者数に加える。）
- 5、 代表者は臨時に必要とする場合は臨時総会を開催する事ができる。臨時総会の成立も第6条4項に定める通りとする。

第7条（役員）

- 1、 本クラブはクラブ代表者を1名置き、クラブ副代表を2名以上置く事とする。（以下「役員」とする。）
- 2、 クラブ代表者はクラブ全体を掌握する事とし副代表はそれを補佐する事とする。
- 3、 事務局には事務局長1名と、グラウンド/保険担当、会計庶務担当を複数名置く事とする。（以下、「事務局員」とする。）
尚、事務局長はクラブ副代表が兼務する事とする。

第8条（役員を選出と役割、任期）

役員、事務局員、学年連絡員の選出方法、役割、任期については別途定めるものとする。

第9条（運営）

- 1、 本クラブはクラブ員の会費等での運営を原則とする。
- 2、 本クラブの会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

- 3、 役員・事務局員にて策定される年度運営予定および予算は総会での審議・承認を必要とする。
- 4、 本クラブの会計報告は会計監査を経て総会にて報告する事とする。
- 5、 本クラブの運営は全てボランティア活動とする。但し、活動に必要な費用とコーチ会議で認められた場合に限り実費を支給する事とする。
- 6、 その他特に定めのない事項については必要の都度コーチ会議にて協議決定する。

第10条 (事故保障)

- 1、 クラブ員の活動については、保護者が責任を持つ事とし、練習や試合並びクラブ行事に関わる事によって生じる事故や災害等に対しては、スポーツ安全保険による保障以外本クラブ（クラブ代表を含む全会員）は一切の責任を負わない
- 2、 クラブ員は全員スポーツ安全保険に加入することを必須条件とする。
指導者も同様にスポーツ安全保険に加入することが条件となる。
（スポーツ安全保険は傷害保険、賠償保険付き）
サポーターは任意でスポーツ安全保険に加入することができる。
ただし、クラブ員および指導者にかかる保険料はクラブ負担とするが、サポーターにかかる保険料はサポーターの自己負担とする。
- 3、 保険適用の場合の請求手続き等の支援並びに保険加入の手続きは事務局員が代行して行える事とする。

第11条 (遠征について)

- 1、 市外で行われる試合に伴う遠征については主に公共交通機関を利用する事を推奨し、やむなく自家用車を利用する場合、移動に関する責任は自己責任とする事を了承し十分に安全に注意し行う事とする。
- 2、 遠征にかかる費用負担の範囲、金額等については別途定めるものとする。

第12条 (合宿)

- 1、 毎年夏季に合宿を行うこととし、その内容については都度合宿委員会を設置し、
 - 1、 合宿委員会にて決定する。
 - 2、 合宿委員会の設置方法、合宿の会計方針等については別途定めるものとする。

第13条 (慶弔費)

本クラブに在籍するクラブ員、会員に関する慶弔費については別途定めるものとする。

第14条 (付則)

- 1、 本会則は平成30年4月1日より施行する。
- 2、 本会則はクラブ総会の承認によって改訂する事ができる。
- 3、 本クラブに必要な細則はコーチ会議において別に定めることができる。

以上

制定 平成30年4月1日